

令和6年2月7日

菊川市長 長谷川 寛彦 様

菊川市介護保険事業計画等推進委員会
委員長 大橋 眞佐美

菊川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定について(答申)

令和5年6月5日付けで諮問のあった高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画について、令和5年6月13日から令和6年1月30日までの間、5回の菊川市介護保険事業計画等推進委員会を開催し、慎重に審議を行った結果、別冊のとおり計画案を策定しましたので答申します。

答申

介護保険制度は、すでに20年以上を経過しており、その間、人口構造の変化、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化など様々な社会構造の変化があり、ニーズの多様化、複雑化が起きています。国が掲げる「地域共生社会」の理念に基づき、引き続き「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向け、より一層の医療、介護、生活支援の連携や認知症施策、介護予防事業のさらなる充実と健康の保持・増進や高齢者が生きがいを持って社会の担い手として活躍できる仕組みづくりを進めることや、地域住民をはじめ、自治会、介護・福祉・医療関係者、民間企業など、地域にある様々な主体と連携強化を図るなど、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7(2025)年、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22(2040)年を見据え、着実に計画に記載されている施策・事業を進めていただくよう要望します。

計画の推進にあたっては、次の項目に配慮されるようお願いいたします。

1 菊川市介護保険事業計画等策定ワーキンググループ提案事業の実施検討

介護、医療、地域福祉関係者などで構成されたワーキンググループが提案した、現場が必要と考える4つの事業について、3年という計画期間にとらわれず検討を進められたい。

2 安定した介護保険制度の運営

(1) 介護人材の確保

介護人材の不足により従来の介護サービス提供が困難となることが予想される。そのため、電子申請などDXを活用した負担軽減や外国人介護人材の育成など広く検討し、介護事業所や介護職員の支援など必要な措置を講じられたい。

(2) 適切な介護保険料の設定

第1号被保険者介護保険料の算定に当たっては、昨今の介護保険サービスの提供状況を鑑みると上がることはやむを得ないと考えるが、世代間の公平、介護保険制度の安定的な運営や介護給付費の適正な給付を実施しつつも、介護保険給付支払準備基金を活用するなど過度な負担とならないよう配慮されたい。

基金については、介護保険事業の3年間の収支の均衡を調整し、介護保険制度の健全かつ円滑な財政運営をはかるために設置していることは承知しているが、基金残高は第1号被保険者の介護保険料などを財源としているものである。介護給付費に充てるべき介護保険料を軽減するため、基金の活用をお願いしたい。

しかしながら、基金の取崩しについては、今後も介護が必要な高齢者が増えること、また介護人材の確保の観点から今後も介護報酬の増額改定が続くと考えられるため、将来的な介護保険事業の財政の健全性を確保することと第1号被保険者の負担軽減とのバランスを慎重に見極め、適切に実施されたい。